

秋田県公報

目 次

ページ

公安委員会規則
秋田県警察の組織に関する規則の一部分を改正する規則（一・組織課）……………

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第1号

秋田県警察の組織に関する規則の一部分を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月8日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県警察の組織に関する規則の一部分を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部分を次のように改正する。

第3条第1項の表警備部の項中「警 備 第 二 課」を「警 備 第 二 課 課 国 体 対 策 課」

に改め、同条第2項の表中

警 務 課	犯罪被害者対策室
-------	----------

「	警 務 課	犯罪被害者対策室
」	警 務 課	国際協力室

「	通信指令室
---	-------

「	「	「
」	」	」

に、

新通信指令システム
鉄道警察隊
航空隊
機動警察隊

準備室

を

通信指令室
鉄道警察隊
航空隊
機動警察隊

に改める。

「	「	「
」	」	」

第4条警務課の項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 国際協力に関すること。

第7条警備第二課の項第2号、第7号及び第8号中「こと」の次に「(国体対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

国体対策課

(1) 第62回国民体育大会及び第7回全国障害者スポーツ大会(以下「国体等」と

- いう。)の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。
- (2) 国体等の開催に伴う警護及び警衛に関すること。
- (3) 国体等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。

警 務 課	犯罪被害者 対策室長	命を受け、犯罪被害者対策室 職員を指揮監督する。
	企 画 官	命を受け、警察運営一般に関 する事務を掌理する。

第16条第1項の表中

の事務を掌理し、室の
する企画及び調整に関

警 務 課	犯罪被害者 対策室長	命を受け、犯罪被害者 職員を指揮監督する。
	国 際 協 力 室 長	命を受け、国際協力室 指揮監督する。
	企 画 官	命を受け、警察運営一 する事務を掌理する。
	人 事 調 査 官	命を受け、人事に関す

対策室の事務を掌理し、室の
の事務を掌理し、室の職員を
般に関する企画及び調整に関
る事務を掌理する。

新通信指令 システム 準備室長	命を受け、新通信指令シス テムの職員を指揮監督する
-----------------------	------------------------------

「
」
を
「
」

通信指令
室 長 命を受け、通信指令室の事務を処
副 室 長 補佐する。

「
」
理し、地域課長を
に改める。
「
」

附 則
この規則は、平成17年3月10日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王団一丁目一番一号

秋田県 秋田市山王団一丁目一番一号(税入)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(082)876666 FAX(082)876666
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社